

第1号様式（第5条第1項関係）

年 月 日

狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

氏 名

（*）

連絡先

（*）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

狭あい道路拡幅整備助成金等の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

後退用地等

の地名地番 千葉市 区

1 助成金交付申請額（算出内訳は別紙による）

金 円

2 奨励金交付申請額

m² 金 円

合 計

金 円

撤去等の予定期間

年 月 日～ 年 月 日

| | |
|---------|--|
| 受 付 番 号 | |
|---------|--|

【奨励金交付申請時添付書類】当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書等の写し等

第2号様式（第7条第1項関係）

千葉市指令 第 号
年 月 日

狭あい、道路拡幅整備助成金等交付決定通知書

様

年 月 日付申請のあった狭あい道路拡幅整備助成金等について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

千葉市長



| | |
|-------------|--|
| 後退用地等の地名地番 | |
| 助成金等の交付決定額 | 助成金交付決定額 円 奨励金交付決定額 円 計 円 |
| 助成金等の交付予定時期 | 年 月 |
| 交付条件 | 1 助成金等交付対象工事等が予定の期間内に完了しない場合又はその工事の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。 2 千葉市補助金等交付規則及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱を遵守すること。 |

受付番号

第3号様式（第7条第2項関係）

千葉市指令 第 号
年 月 日

狭あい道路拡幅整備助成金等
交付審査結果通知書

様

千葉市長



年 月 日付で申請のあった、狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書を
審査した結果、助成金等を交付しないことと決定したので規則第4条第3項及び千葉
市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

後退用地等

の地名地番

千葉市

区

| | |
|---------|--|
| 受 付 番 号 | |
|---------|--|

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

狭あい道路拡幅整備実績報告書

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

氏 名

（*）

連絡先

（*）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により助成金等の交付決定
のあった狭あい道路拡幅整備実績について、千葉市補助金等交付規則第12条及び
千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告
します。

| | | |
|------------|-------|------------|
| 後退用地等の地名地番 | | |
| 撤去等 の期間 | 着手年月日 | 年 月 日 |
| | 完了年月日 | 年 月 日 |
| 助成金等の交付決定額 | | 助成金交付決定額 円 |
| | | 奨励金交付決定額 円 |
| | | 計 円 |

| | |
|---------|--|
| 受 付 番 号 | |
|---------|--|

第5号様式（第9条関係）

千葉市達 第 号
年 月 日

狭あい道路拡幅整備助成金等
金額確定通知書

様

年 月 日付狭あい道路拡幅整備実績報告書により、 年度狭あい
道路拡幅整備助成金等の金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13
条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第9条の規定により通知します。

千葉市長



後退用地等の地名地番 千葉市 区

助成金等の交付決定額 助成金交付決定額 円

奨励金交付決定額 円

計 円

助成金等の確定額 助成金確定額 円

奨励金確定額 円

計 円

| | |
|------|--|
| 受付番号 | |
|------|--|

年 月 日

狭あい道路拡幅整備 助成金等交付請求書

（あて先）千葉市長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

（*）

（*）法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付千葉市達 第 号狭あい道路拡幅整備助成金等金額確定通知書により確定した助成金等の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

| | |
|------------|---|
| 後退用地等の地名地番 | |
| 助成金等の確定額 | 助成金確定額 円 |
| | 奨励金確定額 円 |
| | 計 円 |
| 交付請求額 | 円 |
| 添付書類 | 1 狭あい道路拡幅整備助成金等金額確定通知書の写し 2 狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定通知書の写し 3 その他 |

受 付 番 号

狭あい道路拡幅整備助成金等
交付決定取消通知書

様

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第11条の規定により通知します。

千葉市長



| | |
|-------------|----------------|
| 後退用地等の地名地番 | |
| 助成金等の交付決定額 | 助成金交付決定額 円 |
| | 奨励金交付決定額 円 |
| | 計 円 |
| 取 消 額 | 助成金取消額 円 |
| | 奨励金取消額 円 |
| | 計 円 |
| 取消後の交付決定額 | 取消後の助成金交付決定額 円 |
| | 取消後の奨励金交付決定額 円 |
| | 計 円 |
| 取 消 し の 理 由 | |

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

受 付 番 号

第8号様式（第12条関係）

千葉市達 第 号
年 月 日

狭あい道路拡幅整備
助成金等返還命令書

様

千葉市補助金等交付規則第18条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第12条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

千葉市長

印

| | |
|------------|-----------|
| 後退用地等の地名地番 | |
| 助成金等の交付決定額 | 円 |
| 助成金等の既交付額 | 年 月 日交付 円 |
| 助成金等の交付確定額 | 円 |
| 返還すべき金額 | 円 |
| 返還期限 | 年 月 日まで |
| 返還を命ずる理由 | |
| 返還方法 | |

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

受付番号